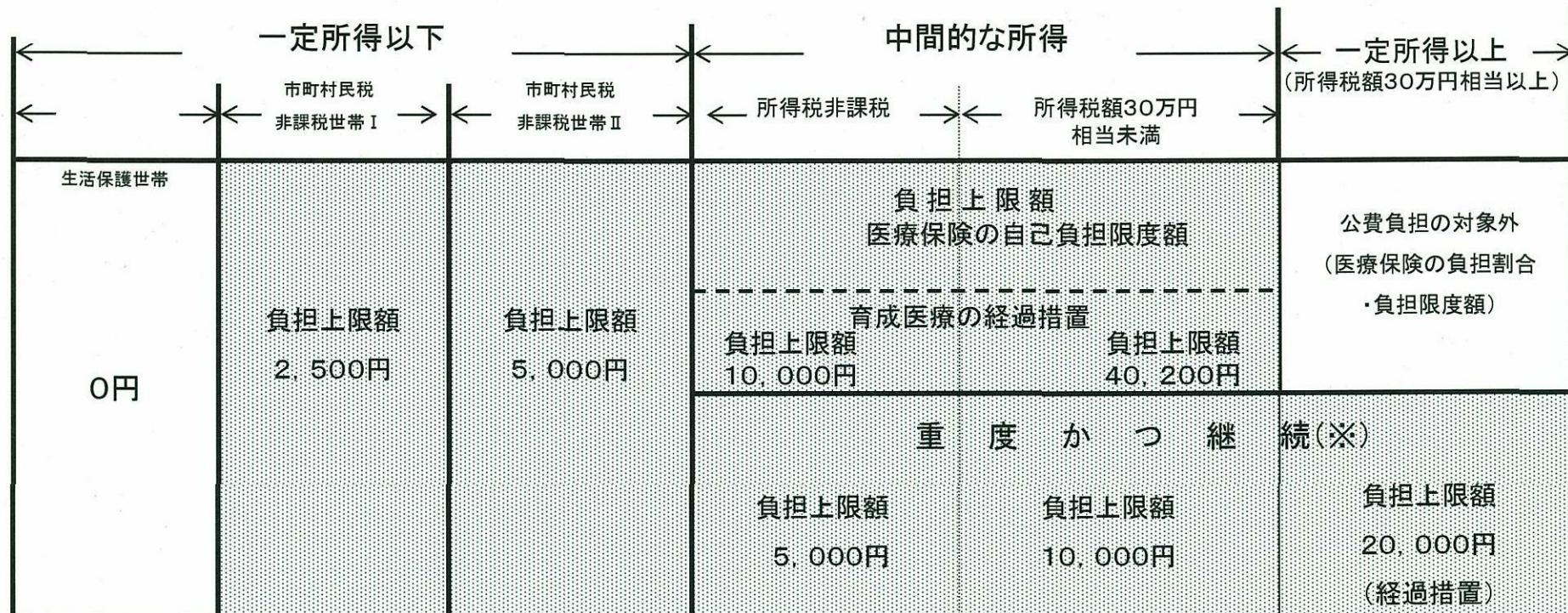


自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担(部分)。
ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。
3. 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、医療保険単位(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱う)。



※ ① 当面の重度かつ継続の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・・・ 統合失調症、躁うつ病（狭義）、難治性てんかん
 - 更生・育成・・・・・ 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・ 医療保険の多数該当の者

② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。